（専用鉄道の施設の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第四条　専用鉄道の施設の技術上の基準を定める省令（昭和六十二年運輸省令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「、第二条」の下に「（鉄道技術基準省令第五十一条の二の準用に係る部分を除く。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に工事に着手し、又は完成した施設であって第一条の規定による改正後の鉄道に関する技術上の基準を定める省令第五十一条の二（他の省令において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この省令の施行後最初に行う改築又は改造の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。